

～ケアマネジャーのみなさまへ～

6 月利用分の請求時から、下記の点にご注意ください！

牧之原市健康推進部長寿介護課

牧之原市独自の介護職員処遇改善加算の新設（サービス種類：A3・A7）

この度、国が行う処遇改善の一本化に準じて、市独自の処遇改善加算を改定します。なお、事業所への周知は行いますが、ケアマネジャーのみなさまには、利用者様へのご説明をお願いいたします。

国の処遇改善加算	区分		牧之原市処遇改善加算	区分	訪問型サービス	区分	通所型サービス
					加算率		加算率
一本化 ①処遇改善加算 ②特定処遇改善加算 ③ベア加算	新加算Ⅰ	⇒	一本化 ①処遇改善加算 ②特定処遇改善加算 ③ベア加算	新加算Ⅰ	245/1000	新加算Ⅰ	92/1000
	新加算Ⅱ	⇒		新加算Ⅱ	224/1000	新加算Ⅱ	90/1000
	新加算Ⅲ	⇒		新加算Ⅲ	182/1000	新加算Ⅲ	80/1000
	新加算Ⅳ	⇒		新加算Ⅳ	145/1000	新加算Ⅳ	64/1000
	新加算Ⅴ (1) ～ (5)	⇒		新加算Ⅴ	90/1000	新加算Ⅴ (1)	80/1000
	新加算Ⅴ (6) ～ (14)	⇒				新加算Ⅴ (2)	60/1000

● **国の処遇改善における新加算の算定状況に応じ、牧之原市処遇改善加算を取得出来ます。**

● **新加算Ⅴの取得方法については以下のとおりです。**

訪問型サービス…牧之原市新加算Ⅴを選択

通所型サービス…国の新加算Ⅴ (1) ～ (5) に該当する場合 ⇒ 牧之原市新加算Ⅴ (1) を選択

国の新加算Ⅴ (6) ～ (14) に該当する場合 ⇒ 牧之原市新加算Ⅴ (2) を選択

● 加算の計算方法は、国に準じます。